平成 26 年５月 27 日

各　　位

会 社 名　　三 井 不 動 産 株 式 会 社
代表者名　　代表取締役社長　　菰 田 正 信
（コード番号 8801 東証第１部）
問合せ先　　広 報 部 長　　徳 田 誠
（TEL. 03－3246－3155）

新株式発行および株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成26年５月27日開催の当社取締役会において、新株式発行および当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループでは、次の時代に向けた価値創造のイノベーションに取り組み、「成長性と収益性に富んだ三井不動産グループ」を実現するため、平成 25 年（2013 年）３月期を始期とする６ヶ年のグループ中長期経営計画「イノベーション 2017」を策定し、「国内事業の競争力強化」と「グローバル化への取り組み」を加速させ、今日まで計画は順調に進捗しております。

一方、「イノベーション 2017」を策定・公表した平成 24 年（2012 年）４月から当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化いたしました。アベノミクスと言われる一連の経済政策や日本銀行による異次元金融緩和が奏功して日本経済は回復の途を辿っており、平成 32 年（2020 年）のオリンピック・パラリンピックの東京招致決定、国家戦略特区の指定等により、東京を中心に国際競争力の更なる向上が見込まれます。

当社グループは、これらの環境変化を事業チャンスと捉え、日本橋再生計画第２ステージとして発表した日本橋・八重洲エリアの街づくりを中心とした都心での複合開発、首都圏その他地域での大規模商業施設など、豊富な開発パイプラインを着実に実現させると共に、マクロ環境の変化により今後見込まれる新たな事業機会獲得へ向け財務基盤を更に強化することとし、本新株式発行および株式売出しを決議いたしました。

当社グループは創立から 70 年を超える歴史の中で、常に時代の先を読み、イノベーティブに事業に取り組むことで、新たな付加価値やマーケットを創造してまいりました。今後も新たな価値創造へ向けチャレンジ精神を発揮し、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

記

１．公募による新株式発行

（１）募集株式の種類および数

下記①ないし③の合計による当社普通株式 100,000,000 株

① 下記（４）①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 67,000,000 株

② 下記（４）②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 28,700,000 株

③ 下記（４）②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 4,300,000 株

（２）払込金額の決定方法

日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 26 年６月 16 日(月)から平成 26 年６月 18 日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

（３）増加する資本金および資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（４）募集方法

国内および海外における同時募集とする。

① 国内一般募集

国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、野村證券株式会社、大和証券株式会社およびＳＭＢＣ日興証券株式会社を共同主幹事会社とする国内引受会社（以下「国内引受会社」という。）に国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。

② 海外募集

海外における募集（以下「海外募集」という。）は海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144Ａに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、Nomura International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、SMBC Nikko Capital Markets Limited および Merrill Lynch International を共同主幹事引受会社とする海外引受会社（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記（１）③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

取る権利を付与する。

なお、上記①および②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 67,000,000 株および海外募集 33,000,000 株（上記（１）②に記載の買取引受けの対象株式 28,700,000 株および上記（１）③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 4,300,000 株）を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

また、上記①および②に記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集およびオーバーアロットメントによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは野村證券株式会社、大和証券株式会社およびＳＭＢＣ日興証券株式会社とする。

（５）引受人の対価　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集および海外募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

（６）申込期間（国内一般募集）　発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。

（７）払込期日　平成 26 年６月 23 日(月)から平成 26 年６月 25 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の５営業日後の日とする。

（８）申込株数単位　1,000 株

（９）払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　菰田正信または代表取締役社長が委任する者に一任する。

(10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）売出株式の種類および数　当社普通株式 10,000,000 株

なお、上記売出株式数は上限の売出株式数を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

日に決定される。

（2）売　　出　　人　野村證券株式会社

（3）売　出　価　格　未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。）

（4）売　出　方　法　国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 10,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。

（5）申　込　期　間　国内一般募集における申込期間と同一とする。

（6）受　渡　期　日　国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。

（7）申込株数単位　1,000 株

（8）売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　菰田正信または代表取締役社長が委任する者に一任する。

（9）オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、国内一般募集が中止となる場合、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3．第三者割当による新株式発行（下記＜ご参考＞1．を参照のこと。）

（1）募集株式の種類および数　当社普通株式 10,000,000 株

（2）払込金額の決定方法　発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。

（3）増加する資本金および資本準備金の額　増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（4）割　　当　　先　野村證券株式会社

（5）申込期間(申込期日)　平成 26 年7月 18 日(金)

（6）払　込　期　日　平成 26 年7月 22 日(火)

（7）申込株数単位　1,000 株

（8）上記(5)に記載の申込期間（申込期日）内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

（9）払込金額、増加する資本金および資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　菰田正信または代表取締役社長が委任する者に一任する。

(10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、国内一般募集が中止となる場合、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「２．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「１．公募による新株式発行」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 10,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、10,000,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 26 年５月 27 日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 10,000,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 26 年７月 22 日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 26 年７月 14 日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社はシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、国内一般募集およびオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

上記の取引については、野村證券株式会社は、大和証券株式会社およびＳＭＢＣ日興証券株式会社と協議のうえ、これらを行います。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

２．今回の公募増資および本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	881,424,727 株	
公募増資による増加株式数	100,000,000 株	（注）１．
公募増資後の発行済株式総数	981,424,727 株	（注）１．
本件第三者割当増資による増加株式数	10,000,000 株	（注）２．
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	991,424,727 株	（注）２．

（注）１．海外引受会社が上記「１．公募による新株式発行」（１）③に記載の権利全部を行使した場合の数字です。
２．上記「３．第三者割当による新株式発行」（１）に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

３．調達資金の使途

（１）今回の調達資金の使途

国内一般募集、海外募集および本件第三者割当増資による手取概算額合計上限324,570,200,000円について、平成27年（2015年）３月末までに、日本橋・八重洲エリア、日比谷エリアおよび飯田橋グラン・ブルーム等をはじめとするオフィス・商業施設ほかを含む複合開発等および（仮称）ららぽーと富士見を含む全国の商業施設、ならびに物流施設、賃貸マンションおよびホテル・リゾート施設等の平成27年（2015年）３月期の設備資金計画376,063百万円の一部に充当し、残額が生じた場合には金融機関への借入金の返済資金に充当する予定であります。

現在、当社グループは、平成24年（2012年）４月に公表した中長期経営計画「イノベーション2017」に掲げた施策を遂行しておりますが、当社グループを取り巻く事業環境は「イノベーション2017」の公表時から大きく変化しております。平成32年（2020年）オリンピック・パラリンピックの東京招致決定、国家戦略特区の指定等を契機として、今後、東京を中心に鉄道網・道路網等の社会インフラの整備が一層進展することが見込まれ、これまで東京ミッドタウンや日本橋室町をはじめ、多くの複合開発・街づくりを担ってきた当社グループにとって、事業機会が拡大しているものと認識しております。

当社グループは、現在、東京23区において、オフィス・商業施設ほかを含む複合用途の新たな開発パイプラインを有しており、当該開発パイプラインの実行は、東京の国際競争力向上に資する街づくりに繋がるものと考えております。

今回の資金調達は、当社グループが有する全開発パイプラインの着実な実現に向けて、上述のとおり手取金を設備資金に充当するとともに、今後新たに見込まれる事業機会を機動的に獲得できる体制整備として財務基盤の更なる強化を目的として実施することといたしました。

なお、設備資金計画は、平成26年５月27日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成26年３月末現在）、以下のとおりとなっております（下表は投資計画のうち既に着工している重要な設備の新設計画を開示しております。）。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

セグメントの名称	会社名	名称（所在地）	用途	主たる構造および規模	工期	資金調達方法	投資予定金額（百万円）	
							総額	既支払額
賃貸	三井不動産(株)	飯田橋グラン・ブルーム（東京都千代田区）	オフィス 商業施設	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上30階、地下２階 延床面積 約88,000㎡ (注)１.	平成23．４～ 平成26．６	自己資金、借入金、増資資金	112,082	90,297
賃貸	三井不動産(株)	(仮称)ららぽーと富士見（埼玉県富士見市）	商業施設	鉄骨造、地上４階 延床面積 約185,000㎡	平成25．10～ 平成27．２	自己資金、借入金、増資資金	36,450	10,692
賃貸	三井不動産(株)	ゲートスクエア（柏の葉キャンパスシティ 148駅前街区） (千葉県柏市)	オフィス 商業施設 ホテル 住宅	（商業、オフィス棟） 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上７階、地下１階 （アコモデーション棟） 鉄筋コンクリート造、地上14階、地下１階 延床面積 約56,000㎡	平成24．５～ 平成26．５	自己資金、借入金、増資資金	17,913	11,187
賃貸	三井不動産(株)	札幌三井ＪＰビルディング (北海道札幌市)	オフィス 商業施設	鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上20階、地下３階 延床面積 約48,000㎡ (注)１.	平成20．４～ 平成26．８	自己資金、借入金、増資資金	18,184	7,805

上表以外の主な平成27年（2015年）３月期設備投資として、日本橋二丁目再開発計画（東京都中央区）、日本橋室町三丁目地区市街地再開発計画（東京都中央区）、新日比谷プロジェクト（東京都千代田区）、北品川五丁目第１地区再開発計画（東京都品川区）等のオフィス・商業施設ほかを含む複合開発等、および、ららぽーと和泉（大阪府和泉市）、エキスポランド跡地複合施設開発事業（大阪府吹田市）、海老名西口商業施設計画（神奈川県海老名市）、三井アウトレットパーク北陸小矢部（富山県小矢部市）、三井アウトレットパーク札幌北広島（２期）（北海道札幌市）、三井アウトレットパーク木更津（２期）（千葉県木更津市）等の商業施設に203,776百万円、三井不動産ロジスティクスパーク（以下、MFLP）久喜（埼玉県久喜市）、MFLP堺（大阪府堺市）、MFLP船橋西浦（千葉県船橋市）、MFLP日野（東京都日野市）等の物流施設、その他賃貸マンションやホテル・リゾート施設等に107,639百万円を支出する計画としています。(注)２.

（注）１．同建物延床面積は当社グループ（当社および連結子会社）持分換算面積を表示しています。

２．物件名には仮称を含みます。また、計画の中には、既存施設の改修や投資家向け分譲用資産に対する投資も含みます。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

（３）業績に与える影響

本資金調達の実施によって、財務体質の更なる強化を図りながら、上記（１）に記載のとおり投資を進めることで、中長期的な収益の向上に寄与するものと考えております。

４．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は企業価値の更なる増大を目指し、収益性の高い事業への投資に充当するための内部留保の充実を図るとともに、事業環境や業績、財務状況の推移を見据えたうえで、配当水準の維持向上に努めております。

（２）配当決定にあたっての考え方

当社では各年度ごとの業績および上記「（１）利益配分に関する基本方針」に記載の方針を総合的に勘案し、決定することとしております。また当社は会社法第 454 条第５項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

（３）内部留保資金の使途

上記「（１）利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
１株当たり連結当期純利益	56.82 円	57.07 円	67.69 円	87.50 円
1株当たり年間配当金	22.00 円	22.00 円	22.00 円	22.00 円
(うち1株当たり中間配当金)	(11.00 円)	(11.00 円)	(11.00 円)	(11.00 円)
実績連結配当性向	38.7%	38.5%	32.5%	25.1%
自己資本連結当期純利益率	4.9%	4.8%	5.3%	6.3%
連結純資産配当率	1.9%	1.8%	1.7%	1.6%

（注）１．実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値です。

２．自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権および少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

３．連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

４．平成 26 年３月期の年間配当について、平成 26 年５月 12 日付「決算短信」にて、支払済みの第２四半期末配当も含め、１株当たり 22 円とする旨を発表しております。平成 26 年３月期の期末配当は、平成 26 年６月 27 日開催予定の当社定時株主総会の決議を条件として行われます。

５．平成 26 年３月期の数値について、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

５．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

（2）潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、今回の公募増資および本件第三者割当増資後の発行済株式総数（991,424,727株）に対する下記の交付株式残数の比率は0.06%となります。

（注）下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率です。

ストックオプション付与の状況

発行決議日	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	行使期間
平成19年8月31日	28,420株	1円	平成19年9月19日から 平成49年9月18日まで
平成20年7月31日	41,190株	1円	平成20年8月16日から 平成50年8月15日まで
平成21年7月30日	77,430株	1円	平成21年8月15日から 平成51年8月14日まで
平成22年7月29日	115,390株	1円	平成22年8月14日から 平成52年8月13日まで
平成23年7月28日	143,040株	1円	平成23年8月13日から 平成53年8月12日まで
平成24年8月1日	134,640株	1円	平成24年8月18日から 平成54年8月17日まで
平成25年8月7日	66,650株	1円	平成25年8月24日から 平成55年8月23日まで

（3）過去のエクイティ･ファイナンスの状況等

①過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去３決算期間および直前の株価等の推移

	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期	平成27年３月期
始　値	1,403円	1,611円	2,631円	3,180円
高　値	1,683円	2,824円	3,830円	3,386円
安　値	1,094円	1,204円	2,468円	2,936円
終　値	1,583円	2,639円	3,149円	3,315円
株価収益率	27.7倍	39.0倍	36.0倍	―

（注）１．平成27年３月期の株価については、平成26年５月26日(月)現在で表示しています。

２．株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益（平成26年３月期の数値については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。）で除した数値であります。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

（4）ロックアップについて

国内一般募集および海外募集に関連して、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、当該募集に関する引受契約の締結日（発行価格等決定日）に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換できる有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資および株式分割に伴う新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部または全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行および株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行ならびに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付けまたは買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。